

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正(案)に対する意見

	区分	意見	県の回答・対応方針
1	HACCPの認定について	HACCPの規定を遵守し、高い評価を受けている事業者には、付加価値または特典等を設けることで差別化を図り、そこで生まれる事業者間での競争力を上げるような方針を出してほしい。	認定を受けた事業者への優遇措置として、営業許可年限の延長、認定マークの使用、認定書の交付、ホームページ等での公表を予定している。
2	HACCPの認定について	HACCPの認定を受けた施設は、消費者のよく見えるところに認定書を掲示したり、県内外、海外へのPRを県が行ってはどうか。また、ホームページ、広告、チラシで宣伝をしてはどうか。	
3	HACCPの認定について	認定マークは、詰め替えした袋についても使用できるのか。 例：鶏肉2kg袋を販売店で個包装や1kg包装に入れ替えした場合。	認定マークは、認定を受けた施設で製造され包装までされた食品のみ使用することができる。よって、販売店等で小分け包装されたものには使用できない。
4	HACCPの認定について	認定マークは全国一律に通用するものか。 例：東京都では鳥取県の認証マークは東京都の基準に合わないから都内では通用しない。	認定マークは鳥取県独自のものとなるが、この認定制度は厚生労働省がガイドラインで各都道府県に示したHACCP導入型基準に準拠した基準により認定するものである。
5	HACCPの認定について	HACCPが機能するためには、継続的な改善が重要であり、「記録の作成、保存、継続的な改善並びの更新」とした方がよい。	認定の基準は、国際食品規格委員会(コーデックス)の規格に合わせたものである。
6	HACCPの認定について	新たにHACCPを盛り込むことは、食品事故の未然防止、発生時の迅速な対応等を図るうえで効果的と考えます。導入に当たっては、食品事業者の大幅な負担増にならないよう県としての対応を望む。	HACCPの取り組み自体は、総合的にみて大きな負担にはならないと考えているが、認定取得のための支援制度(専門家訪問、施設整備補助等)を設ける。
7	HACCPの認定について	今までHACCPをされていなかったことに疑問を感じる。しかし、HACCPをすることで、事業者の負担が増え現場の衛生管理業務に支障をきたさないようお願いしたい。	
8	HACCPの認定について	HACCPの認定の申請には、費用がかかるのか。認定取得後には、定期的な検査があるか。認定を行う機関は、県なのか民間の機関なのか。	認定に係る審査等は、すべて県が行い、認定3年後に定期検査を行う。申請手数料は不要である。
9	HACCPの認定について	HACCPの認定を受けるための県主催等の講習会の開催や資料の提供をしてほしい。	平成27年度から講習会の充実を図っていく予定であり、またHACCP認定のためのガイドラインをホームページに公開している。
10	HACCPの認定について	HACCPの認定制度を作るのは賛成であるが、業者任せではなく、行政、事業者、消費者一体できちんとしたものをつくるべきだと思う。	鳥取県食品衛生監視指導計画(県の取組の方針)にHACCPの普及推進を盛り込み、事業者及び消費者への周知を図る。
11	HACCPの認定について	HACCPの認定は、食品ごとなのか。施設ごとなのか。	食品ごとの認定になる。認定の品目を追加する場合は、変更手続きが必要となる。
12	HACCPの認定について	既にHACCP、ISO9000、ISO22000、対米輸出に係るHACCPその他各種の認証機関が行うHACCPやISOに類する各種認証を取得した企業等について、さらに今回県が行うHACCP認証を取得する必要があるか。拡大解釈するのか。	ISO22000等は、条例HACCPよりも要求事項の多い上位規格となるため、当該認定書の写しの提出により条例HACCPとして認定する。
13	HACCPの認定について	ISOのPPに該当すると考えられる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準」が確実に実施されていないとHACCPがうまく運営できないと思いますが、ISOにしてもHACCPにしても、PPと言われる管理運営基準が非常に重要で、そこらの問題点を加味したFSSC22000が行われるようになってきたと考えています。通常の監視体制、HACCP監視の中で十分な監視・指導できる体制はできていますか。	県の職員もHACCP等の研修を受け、専門的な知識を習得し、計画的に監視指導を実施していく予定である。
14	HACCPの認定について	HACCPの認定を行い、安全・安心な食品が製造・販売されることは望ましい。	HACCP認定施設を増やし、食品の安全性の向上を推進していく。

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正(案)に対する意見

	区分	意見	県の回答・対応方針
15	原材料の検食の保存について	1回に提供する食数が300食以上であれば原材料も保存とあるが、仕込み保存する場合、提供するまでの期間の保存が必要か。	検食の保存期間は、食品を提供した時点から、2週間となる。
16	原材料の検食の保存について	300名以上のパーティで料理を提供する場合、1つのメニューが300食以下であれば原材料保存の対象外となるのか。	食数はメニューごとに判断するため、300食未満のメニューであれば、対象外となる。
17	原材料の検食の保存について	一律に300食以上ではなく、施設の規模によって対象とする食数をかえてはどうか。300食以上とした根拠は何か。	厚生労働省が示している大量調理衛生管理マニュアルと整合をとり、300食としている。
18	原材料の検食の保存について	多くの施設では、検食を保存するための新たなスペース、冷凍設備の確保は難しいと思われる。補助金等の支援はないか。	補助金等の支援制度はないが、経過措置期間として半年を設ける。
19	原材料の検食の保存について	弁当などの製造において、製造後数日間冷凍しておき、注文日にストックしたものを解凍して300食以上を販売する場合は、検食の対象となるか。また、クリスマスケーキ等数日かけて製造し、クリスマスイブに一斉販売する場合は、一回の製造数は300個以下である場合が生じるが、このような場合も必要か。	製品を冷凍保存する場合であっても、飲食店営業で300食以上提供する場合は、原材料の検食が必要となる。クリスマスケーキの場合は、業種が菓子製造業となるので、対象外となる。
20	苦情報告について	苦情報告義務は、全国的に同じ対応となるのか。	全国的に同様の条例改正が行われている。
21	苦情報告について	異物混入に関する自主回収基準及び異物混入発生時の消費者への情報開示方法を明確にするよう事業者へ指導をお願いしたい。	不良な食品の回収手順書や管理運営要領の作成を新たに義務付けることとしており、各種講習会、監視指導の際に周知をしていく予定である。
22	苦情報告について	苦情を受け付けてから、報告までの期間はどれくらいと考えたらよいか。	Q & Aの作成や各種講習会での周知を行い、報告制度の円滑な運用を図っていく。
23	苦情報告について	苦情を受理した時点では、原因を特定できず、話をしていく内に他にも食品を食べていたり、もともと体調が悪かったということがあがる。そういう場合でも報告は必要か。	
24	苦情報告について	カビが生えている場合、健康被害につながるかどうかの判断は難しい。	
25	苦情報告について	異物を送ってもらってから原因がわかることがある。	
26	苦情報告について	報告後は、公表をするのか。	
27	苦情報告について	賞味期限を過ぎた食品を食べて、体調不良を訴えた場合も対象となるのか。	
28	苦情報告について	原材料に海産物を用いているが、原材料にくる甲殻類も報告の対象となるか。	
29	苦情報告について	米や穀物の場合、コクゾウムシが入っていた場合も報告の対象となるか。	
30	苦情報告について	下痢をしたけど、治ったなどの苦情がよくある。このような場合も報告対象か。	
31	苦情報告について	虫の混入があった場合、原因究明に1週間程度かかる。いつ報告すればいいのか。調査報告は、書面で行うのか。	
32	苦情報告について	プラスチックの異物で、硬質のものや軟質のものがある。金属片でも小さいものや大きいものがある。すべてを報告するのか。	
33	苦情報告について	いったん、容器に移して食べるものの場合、入るはずのないものが入っていたという苦情がある。この場合も対象となるか。	

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正(案)に対する意見

	区分	意見	県の回答・対応方針
34	苦情報告について	同じ苦情が2～3日後にも起きる場合がある。それも複数回として数えるのか。	
35	苦情報告について	苦情の件数にかかわらず、食品を喫食したことによる健康被害の自己申告を含む苦情を受けた場合について、下痢症状が苦情としてよく挙げられるが、苦情受理時において、すでに消費者の症状が改善している場合や該当製品の期限が切れている場合も報告が必要か。	
36	苦情報告について	報告の必要な異物混入の例示として虫が挙げられているが、健康被害につながるおそれが否定できない虫とは、具体的にどのような虫をさすのか。同様にプラスチック、金属においても、硬さ及び形状等によっては、直ちに健康被害が考えにくい場合においても報告が必要となるのか。	
37	苦情報告について	1件又は少数の件数である段階では健康被害につながるおそれがあると直ちに判断できない場合であっても、類似する苦情が複数寄せられたこと等により、健康被害につながるおそれが否定できないと判断される場合とは、どのような事例が該当するのか。	
38	苦情報告について	今回の条例改正では（苦情内容によるが）、消費者の苦情1件から保健所へ報告することとなり、報告内容によっては、（苦情内容、製造日、製造工程調査、製造数量、出荷先、出荷数量等）事前調査も必要となり、また経過、調査報告まで含めれば事業者にとっても負担が増えることとなり、報告方法等について事業者への過度の負担とならないようお願いしたい。	
39	苦情報告について	原因がわからない苦情の場合、いつをもって終了報告とするのか。また終了報告の時期は、事業者自ら決めるのか。	
40	苦情報告について	鶏むね肉やもも肉などの精肉に骨があった場合、原因は特定できるが、報告対象となるか。また、その際の報告は、クレームを受けた事業所の最寄りの保健所でよいですか。 例：鳥取で製造したものを他県で販売した場合、クレームは販売店に届けられる。	
41	苦情報告について	マスコミの取り上げ方1つで、食品への異物に関する消費者心理は大きく変化するものであることから、今回の条例改正で事業者及び保健所（特に窓口担当者）が疲弊しないよう、事業者への周知等を含め十分な準備をお願いしたい。	
42	苦情報告について	鳥取県情報公開条例との関係はどのようになるのか。報告を履行している事業者がかえって不利益を被ることはないか。	鳥取県情報公開条例第2条第2項の公文書に該当するため開示の対象となる。すべての事業者の義務となるので、ルールを遵守する事業者だけが不利益にならないよう制度履行の徹底を図る。
43	その他	一部の施行期日に猶予期間を設けることについて、最初から設定は不要ではないか。又は、条件にかかわらず猶予期間を設ければいいのではないか。	すぐに実施することが困難な内容については、準備期間（半年間）の経過措置を設ける。
44	その他	体調不良者が食品を調理することがないよう徹底してほしい。	体調不良者の従事制限については、現に条例に規定されているため、引き続き周知、指導を行う。
45	その他	食の安全を守るためにはよい取組だと思う。事業者の負担が増えるのではないかと心配しています。	HACCPの認定取得のための支援制度（専門家訪問、施設整備補助など）を創設する。
46	その他	製造者、販売者、消費者の責任についても考えたい。スーパー等で賞味期限ぎりぎりまで半額処分されたものを数日経て食べ、食中毒症状があった場合の自己責任を明記できないか。	食中毒事件の原因、責任については、個々の事案に応じて判断する。
47	その他	食品取扱者の手洗い設備にペーパータオルを常備することは当たり前である。食品取扱者以外の立ち入りを制限するか、許可制の措置をするべきである。	食品取扱者以外の者の立入制限については、現に条例で規定されているため、引き続き周知、指導を行う。
48	その他	手洗い設備については、自動で水や石けんが出てくるようなタイプを設置すると衛生的である。	自動式手洗設備の設置について、引き続き助言を行う。

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正(案)に対する意見

	区分	意見	県の回答・対応方針
49	その他	添加物の保存料を減らすために、マイナス25℃以下で保存できるシステムを導入するための補助金等の支援がほしい。	添加物の使用量を減らすための支援制度については、考えていない。
50	その他	出来合いの弁当を購入される方が多い。栄養が偏るとい問題がある。安心して食べられる弁当を作る工場が増えるよう行政の協力も必要だと思う。	新たに施行される食品表示法により、栄養表示が義務化される予定である。
51	その他	現在、管理運営要領を作成しているが、見直しが必要となるか。	現在作成されているのであれば、引き続きそれを使用していただき必要に応じて見直しをお願いする。
52	その他	健康診断の頻度はどれくらいで行えばいいか。冬場はノロウイルスが流行するが、検便をする必要があるのか。	健康診断は、少なくとも年に1回と考えている。検便は、各施設の状況に応じて実施していただきたい。
53	その他	検便について、どんな項目をすればいいのか例示してほしい。	項目は、今後例示する予定である。
54	その他	食品衛生協会では、食品衛生推進員による巡回指導を行っている。推進員への周知の機会を設けてほしい。	食品衛生推進員への講習会等を利用して、周知する予定である。
55	その他	生ものを扱っているとおどしのようなクレームを受けることがある。そういったクレームに対する対処法についての助言はもらえるのか。	個々の事案に応じて、可能な範囲で対応する。
56	その他	食品衛生に関する講習会は開催しているか。	営業施設に設置が義務付けられている食品衛生責任者への講習会のほか、企業、消費者、団体等からの依頼を受けて実施する講習会、法制度改正等の際に県が主催する講習会などを実施している。